

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	家庭相談員活動事業			事業コード	0466
所属コード	065500	課等名	子ども未来課	係名	家庭支援係
課長名	石橋 浩幸	担当者名	熊谷 常紀	内線番号	2560
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	育児不安の軽減	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 3 款 2 項 1 目家庭相談員活動事業（004-01）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 44 年度
根拠法令等 (H26)	児童福祉法，児童虐待の防止等に関する法律			

(2) 事務事業の概要

家庭相談員 2 人を配置し，子どもや家庭内の問題について，電話，来所及び家庭訪問による相談を受け付け，その処遇を検討する。場合により，岩手県福祉総合相談センター（児童相談所）や教育機関，保健機関等の関係機関と連携しながら指導，援助を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

家庭における子どもの養育困難さが増し，この問題を解決する方策の一つとして昭和 44 年度に家庭相談員を設置して相談業務を開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

児童福祉法の一部改正により，平成 17 年 4 月から，児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され，虐待問題をはじめとする児童家庭相談に応じ，効果的な相談援助活動を行うことになった。また，要保護児童に関わる関係機関との情報交換，協力連携が法的に整備され，要保護児童対策地域協議会の設置ができることとなり，当市においては平成 18 年 6 月に設置した。要保護児童に関係する諸機関との情報共有を行い，相互連携しながら児童及びその世帯を支援していくことが重要になっている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が，何が対象か）

子どもの養育に不安がある保護者等及び保護を必要とする児童。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 盛岡市の世帯数	世帯	126,973	128,109	129,633	124,000	132,117
B 盛岡市の 18 歳未満の児童数	人	47,824	47,608	47,396	47,500	46,883

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

福祉事務所に設けている家庭児童相談室で担当職員 1 人、相談員 2 人が、来庁及び電話により相談を受け、指導等を行なった。相談内容により他の専門機関を紹介した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 相談実件数	件	291	321	272	300	278

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

家庭における児童の適正な養育や児童福祉の向上を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 相談件数／18 歳未満の児童数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	0.61	0.67	0.57	0.63	0.59

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	5,381	5,434	5,431	5,435	5,434
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	5,381	5,434	5,431	5,435	5,434
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
計	トータルコスト A+B	千円	11,381	11,434	11,431	11,435	11,434
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：児童の福祉に関し、家庭及び関係機関からの相談に応じ必要な支援を行うものであり、施策の体系に結びついている。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：児童福祉法第 10 条の規定に基づく事業であり、市で行うべき事業である。

現状で妥当である。

理由：事業の意図は、家庭における適正な養育や児童福祉の向上であり、子どもの養育に不安がある保護者等や保護を必要とする児童という対象設定は妥当である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

理由：法律上、市の行う業務であることが規定されており、廃止・休止することはできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。

その内容：児童虐待をはじめ全国的に要保護児童の増加が見られることから、家庭相談体制の強化は必要不可欠である。さらに、多種多様な家庭相談に対応するため、また保護の必要性がある世帯を早期に発見するため、関係各機関との協力連携強化も必要である。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

事業費、人件費ともに削減できる余地はない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	子ども・子育て、若者への支援	コード	2
	小施策（推進項目）	育児不安の軽減	コード	2-2

(2) 改革改善の方向性

相談件数は平成 25 年度に比べると微増しており、全国的にも相談件数が増加傾向にあるため、要保護児童通告義務についてさらなる周知が必要である。

また、各職員の資質向上、事務改善と共に、各関係機関との連携をより一層強化し、各事例に対し効率よく、適性に対応することが求められる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

相談内容が専門的な関わりの必要なものが多くなっている。今後より一層事務効率を上げると共に、要保護児童対策地域協議会を通し、関係機関との連携を深める。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

相談内容が専門的な関わりの必要なものが増えてきており、相談員の相談能力の向上を図り早期解決に結び付けていく必要がある。特に児童虐待については、早期発見することが解決に結びつくことから、関係機関との連携を密にし、適切な対応に努めていく必要がある。